

第4章 計画の着実な推進

第1節 施策の推進体制

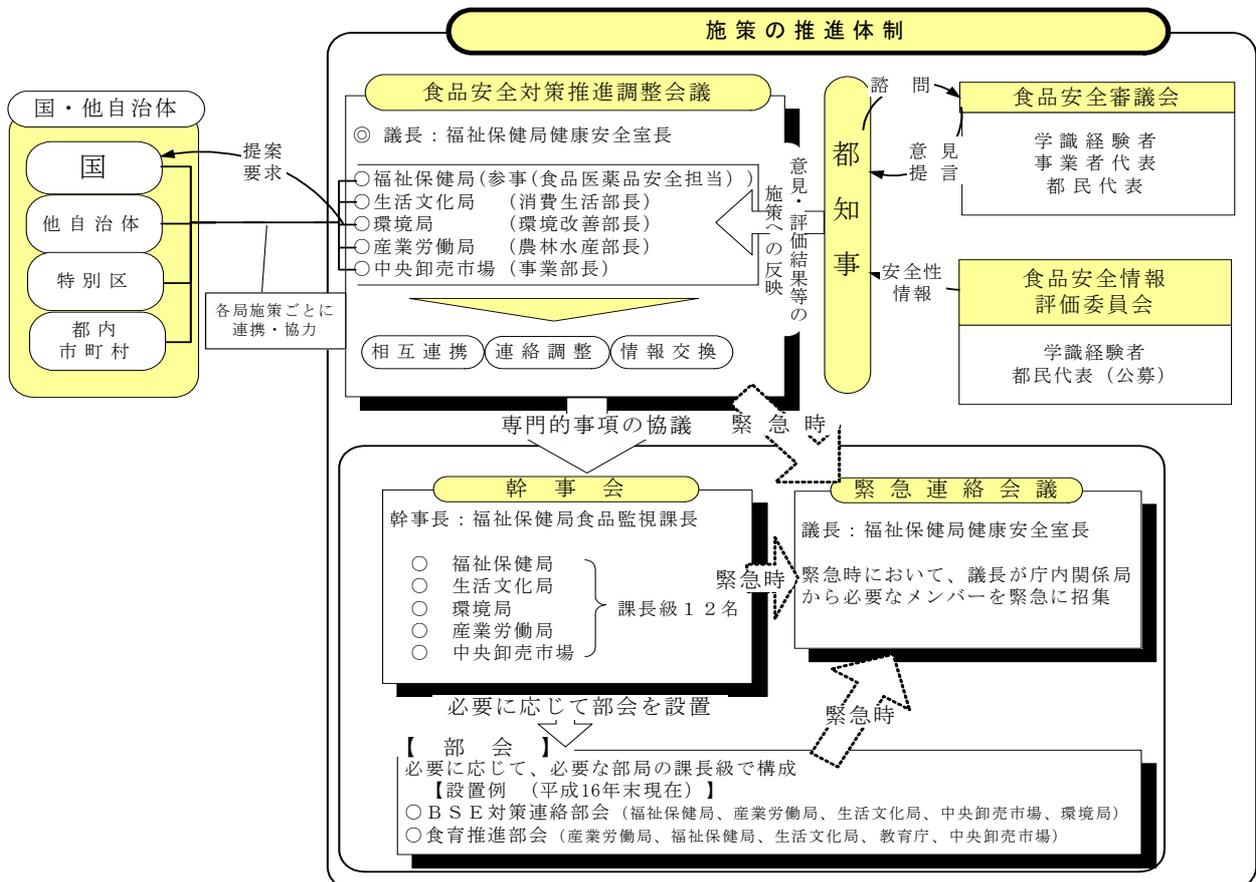
食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局により適時適切な連携を図っていくことが求められている。

このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」を活用し、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していく。推進調整会議の体制は、必要に応じて部会を設置するなど、課題の重要性や緊急性に柔軟に対応できるものとする。

また、都内に流通する食品の多くが海外や他県で生産・製造されたものであることから、関係各局において国や他自治体との連携を積極的に推進して行くことにより、都における生産から消費に至る一貫した食品の安全確保を図っていく。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用するとともに、「食品安全情報評価委員会」における科学的な情報を踏まえ、施策を展開していく。

【 施策 の 推 進 体 制 】



第2節	計画の推進と検証
-----	----------

本計画を着実に推進していくため、第3章に掲げた戦略的プランを中心に、都が食品安全対策推進調整会議を活用し、その進ちよく状況等を把握して適切な点検と進行管理を行っていく。

また、把握した進ちよく状況は、年度ごとに食品安全審議会へ報告していくとともに、計画の中間年度において、施策の体系の現況と併せて広く都民に公表していく。

今日、食品の安全に関する問題は、現時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、また、より高度な製造技術の進展、さらには、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発などの科学技術の進歩、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって大きく変化する。このため、本計画については5年後に次期計画を策定するが、計画期間の途上において、改定が必要となった場合には、食品安全条例の規定に基づき、食品安全審議会へ諮問するなど社会情勢に柔軟に対応していく。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、不可欠な施策である。本計画を着実に進行していくため、全庁的な推進体制の充実を図りながら、都が行うすべての施策を、本計画に示された考え方にに基づき、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して策定、実施していく。